# 福祉環境委員会

令和2年11月5日(木) 10時00分~ 時 分 第 4 委 員 会 室

## 【委員】柳楽委員長、村武副委員長

沖田委員、小川委員、岡本委員、佐々木委員、田畑委員、澁谷委員

#### 【議 長·委員外議員】

# 【福祉環境委員会 所管管理職】

[健康福祉部] 猪木迫健康福祉部長、藤井地域福祉課長、龍河子育て支援課長 [市民生活部] 斗光市民生活部長、土谷資産税課長

[上下水道部]宇津上下水道部長、有福管理課長、大上下水道課長

【事務局】中谷書記

#### 議題

- 1 執行部報告事項
  - (1) 基準地価調査の結果等について
  - (2) 上古市配水池の処分について
  - (3) 令和元年度末 汚水処理人口普及率
  - (4) 病児病後児保育事業に係る最終報告
  - (5) その他

【資産税課】

【管理課】

【下水道課】

【子育て支援課】

2 その他

# 基準地価調査の結果等について

(資産税課)

#### 1 地価の動向

国土交通省は、※基準地価調査(令和2年7月1日現在)の結果を9月29日に公表しました。

全国的には、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、全用途平均は平成29年以来3年ぶりに下落に転じた。用途別では、住宅地は下落幅が拡大し、商業地は平成27年以来5年ぶりに下落に転じた。三大都市圏(東京・大阪・名古屋)では、住宅地は平成25年以来7年ぶりに下落に転じ(0.9%→ $\blacktriangle$ 0.3%)、商業地は上昇を継続したが上昇幅が縮小した(5.2%→0.7%)。地方圏では、住宅地は下落幅が拡大し( $\blacktriangle$ 0.5%→ $\hbar$ 0.9%)、商業地は平成30年以来2年ぶりに下落に転じた(0.3%→ $\hbar$ 0.6%)。地方中核四市(札幌市・仙台市・広島市・福岡市)では、全ての用途で上昇を継続したが上昇幅が縮小した(住宅地4.9%→3.6%、商業地10.3%→6.1%)。

島根県内では、1年間の平均変動率は、住宅地▲1.2%、商業地▲1.3%(ともに前年と同率)で、それぞれ18年連続、22年連続の下落となっています。

浜田市内では、全用途で下落が継続(住宅地 $\triangle 1.1\% \rightarrow \triangle 0.9\%$ 、商業地 $\triangle 0.9\% \rightarrow \triangle 0.6\%$ )しましたが、下落幅は縮小しています。

## ※ 「基準地価調査」とは

都道府県知事が毎年7月1日における標準価格を判定するもので、土地取引規制に際しての価格審査や、地方公共団体等による買収価格の算定の規準となることにより、適正な地価の形成を図ることを目的としています。

調査地点数:全国21,519地点・島根県273地点・浜田市21地点

# 2 浜田市内の基準地価の状況(抜粋)

	所在地	基準	変動率	
区分	別江地	令和元年	令和2年	<b>多</b> 期平
	殿町84番3	69, 500円	69,000円	<b>▲</b> 0.7%
	朝日町38番外	48, 400円	48, 400円	0.0%
商	金城町七条イ974番1	14,000円	13,800円	<b>▲</b> 1.4%
商業地	旭町今市605番7	_	9,700円	選定替え
	三隅町三隅1311番1外	32, 500円	32, 200円	<b>▲</b> 0.9%
	<u> </u>	均		<b>▲</b> 0.6%
	殿町23番11	51, 300円	51, 300円	0.0%
	金城町七条八568番56	15,000円	14,700円	<b>▲</b> 2.0%
住	旭町今市384番1	8,850円	8,800円	<b>▲</b> 0.6%
   住   宅   地	弥栄町長安本郷555番3	3,450円	3,400円	<b>▲</b> 1.4%
	三隅町三隅1417番10	23, 300円	23,000円	<b>▲</b> 1.3%
	<u> </u>	均		<b>▲</b> 0.9%

#### 3 固定資産税評価額の状況(見込み)

固定資産税評価(土地)は、3年に1度の評価替え基準日(令和2年1月1日現在)における不動産鑑定価格を基に、3年間の評価額を決定することとなっています。

浜田市では、適正な価格による固定資産税賦課のために、評価替え基準日の鑑定価格に加え、地価公示(毎年1月1日基準日)や基準地価調査(毎年7月1日基準日)による毎年の地価下落に係る影響を考慮して評価額に反映させています(下落修正)。

このたび、評価替え基準日(令和2年1月1日現在)における鑑定価格と、令和2年7月1日 までの半年間の地価下落の状況を基に、令和3年度の価格を下記のとおり試算しました。

## 〇地価下落による固定資産税 標準宅地の主な変動状況と経年推移(見込み)

Image: Control of the	地域	固定資産税価格(円/㎡) ※下段( )は対前年比						
分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (見込み)	今回 下落率	
	浜田駅前周辺 (ワシントンホテル付近)	69, 910 ( <b>▲</b> 2.5%)	69, 230 (▲1.0%)	68, 320 ( <b>▲</b> 1.3%)	68, 320 (0.0%)	68, 320	0.0%	
商業	殿町周辺 (186号線沿線)	47, 850 ( <b>▲</b> 2.6%)	46,770 ( <b>▲</b> 2.3%)	46, 110 ( <b>▲</b> 1.4%)	45, 780 ( <b>▲</b> 0.7%)	45, 570	<b>▲</b> 0.5%	
地	黒川町周辺 (プリル付近)	42,770 ( <b>▲</b> 2.4%)	42,000 ( <b>▲</b> 1.8%)	41, 450 ( <b>▲</b> 1.3%)	41, 160 (▲0.7%)	40, 820	▲0.8%	
	片庭町周辺 (浜田合庁付近)	35, 310 ( <b>▲</b> 2.5%)	34, 710 ( <b>▲</b> 1.7%)	34, 290 ( <b>▲</b> 1.2%)	34, 040 ( <b>▲</b> 0.7%)	33, 840	▲0.6%	
	相生町周辺 (国交省付近)	34,960 (▲1.0%)	34,650 ( <b>▲</b> 0.9%)	34, 650 (0.0%)	34, 650 (0.0%)	34, 160	<b>▲</b> 1.4%	
住宅	長沢町周辺 (二反田団地内)	24,810 (▲0.8%)	24,810 (▲0.0%)	24,660 (▲0.6%)	24, 450 (▲0.8%)	24, 280	<b>▲</b> 0.7%	
地	熱田町周辺 (石原団地内)	20, 640 ( <b>▲</b> 1.7%)	20, 160 ( <b>▲</b> 2.3%)	20, 160 (0.0%)	20, 160 (0.0%)	19, 580	<b>▲</b> 2.8%	
	周布町周辺 (周布公民館付近)	18, 010 ( <b>▲</b> 1.9%)	17, 780 ( <b>▲</b> 1.3%)	17, 490 (▲1.6%)	17, 350 (▲0.8%)	17, 220	<b>▲</b> 0.7%	

# 4 土地の課税状況の推移(概要調書より)

	個人			法人			計		
年度	筆数	決定価格	課税標準額	筆数	決定価格	課税標準額	筆数	決定価格	課税標準額
平成21年度	217, 034	128, 412, 195	43, 565, 967	10, 949	47, 975, 285	30, 061, 221	227, 983	176, 387, 480	73, 627, 188
平成28年度	209, 680	106, 339, 543	38, 051, 084	11, 084	38, 313, 522	24, 593, 428	220, 764	144, 653, 065	62, 644, 512
平成29年度	207, 313	105, 821, 242	37, 947, 549	11, 427	38, 120, 335	24, 480, 665	218, 740	143, 941, 577	62, 428, 214
平成30年度	205, 942	103, 152, 476	36, 960, 454	11, 557	37, 643, 030	24, 116, 113	217, 499	140, 795, 506	61, 076, 567
令和元年度	205, 163	102, 563, 131	36, 683, 737	11,650	38, 059, 458	24, 320, 961	216, 813	140, 622, 589	61, 004, 698
令和2年度	203, 685	98, 989, 174	35, 489, 383	11, 579	36, 997, 449	23, 583, 976	215, 264	135, 986, 623	59, 073, 359

【単位】金額:千円

#### 上古市配水池の処分について

国土交通省が施行する一般国道 9 号改築 (三隅・益田道路) 工事で下記の水道施設が道路用地となるため、国土交通省の費用負担により施設の解体撤去を行う予定です。

#### 1 対象施設

- (1) 施設の名称 上古市配水池
- (2) 施設の所在地 浜田市三隅町古市場 573-8
- (3) 施設の経過

平成 3年度 旧簡易水道事業の施設として供用開始

平成 27 年度 上水道事業への統合に向けた簡易水道統合整備事業により、

代替施設に機能を切り替え予備施設に位置づけ

平成30年度 廃止施設

## 2 施設の撤去に伴う会計上の処理

(単位:円)

施設名称	取得年度	取得価額	耐用年数	償却累計額	帳簿価額
配水池		60,000,000	60 年	25, 704, 002	34, 295, 998
場内配管	平成3年度	5,000,000	40 年	3, 150, 000	1,850,000
配水流量計		3,000,000	10 年	2,850,000	150,000
水位計		2,000,000	10年	1,900,000	100,000
合 計	_	70,000,000	_	33, 604, 002	36, 395, 998

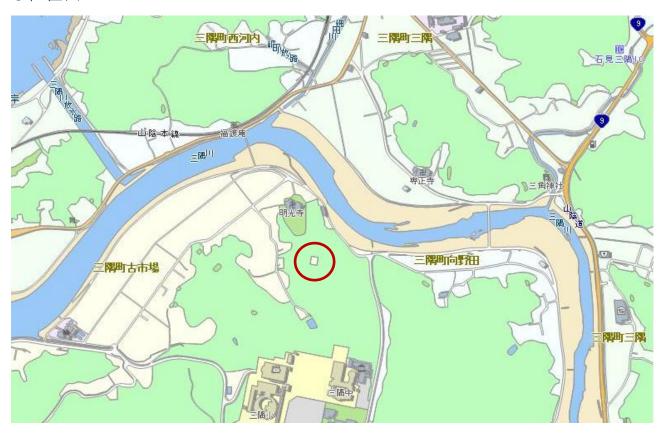
施設の解体撤去に伴い、帳簿価額 36,395,998 円 (4 件合計)を会計上の費用と して今事業年度の「特別損失」に計上するため、令和 2 年 12 月市議会定例会議 に補正予算案を上程する予定。

## 3 その他

土地については、下記土地を売却予定。

	面積(m²)	帳簿価格(円)	売却価格(円)
浜田市三隅町古市場 573-8(一部)	533.87	53, 387	2 105 400
浜田市三隅町古市場 573-7(一部)	21.40 2,14		2, 195, 400
合 計	555. 27	55, 527	2, 195, 400

# ○位置図



# ○航空写真



# 令和元年度末 汚水処理人口普及率

令和2年11月5日 福祉環境委員会資料 上下水道部 下水道課

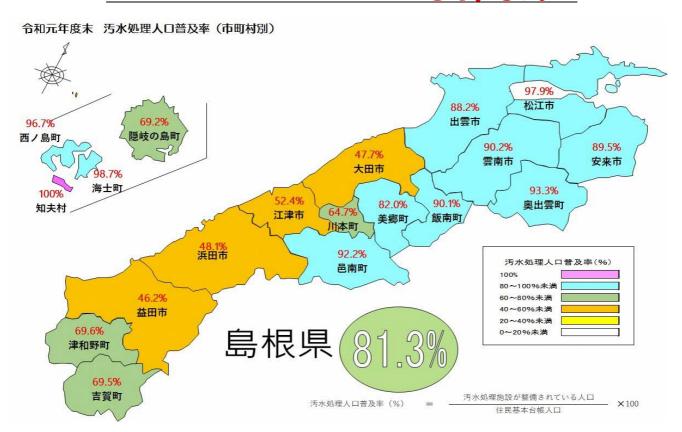
・令和元年度の汚水処理人口普及率がまとまりましたので報告します。

平成30年度末普及率

令和元年度末普及率

 <u>48. 1%</u>

島根県 80.6% → 81.3%



令和元年度末 汚水処理人口普及率 (整備手法別)



# 病児病後児保育事業に係る最終報告

平成 16 年 10 月 1 日から平成 29 年 8 月 31 日までの間、斎藤医院内に開設していた病児病後児保育事業における「<u>事業を適切に実施していた</u>」という当市の判断について、以下のとおり報告します。

## 1 それぞれの見解について

## 浜田市

- ・あんず保育室は小児科医院の一室を改装して開設しており、医師が 積極的に関与する安全安心な場所であり、多くの働く保護者の支え となっていた。
- ・事業開始から休止されるまでの 13 年間、無事故は当然のこと、利用者からの苦情は一切受けていない。
- ・過去に要綱の改正漏れがあったことは事実であるが、<u>国の実施要綱にある事業目的を達成するに足る体制により、事業を適切に実施し</u>ていた。
- ・病児の容態に応じた適切なケアと関わりを持って事業を行っていたと判断しており、補助金を自主返還する考えはない。
- ・新たな病児病後児保育施設が令和3年冬に開所するまでには、この問題を解決したい。
- ・県、国の方向性など現在の状況を確認し、再度文書を出すので、文書等での回答をお願いしたい。必要があれば直接国へ出向いて説明もさせていただく。

# 島根県

- ・この事業は国の補助事業に県が継ぎ足し補助をしており、県は今後 の方向性を事実上答える立場にない。
- ・補助金返還の要否、具体的な解釈については、国の判断を聞いてからとなる。
- ・県は県の補助金交付規則に基づいて対応しており、新たな情報が出れば、あらためて市に調査する可能性はある。

# 厚生労働省

・<u>実施主体である浜田市が、国の要綱に沿って適切に事業を実施しているかを判断いただきたい。</u>

# 2 まとめ

当市における病児病後児保育事業は適切に実施していたことから、国への補助金返還は不要と判断した。

## 〇これまでの主な経緯

H28.12.2	市民からの通報
	【内容】
	・国要綱に基づく職員の配置基準が全く守られていない。
	・特に看護師は、全く関わっていない。
	・国要綱と市要綱の職員の配置基準に違いがある。
<省略>	
H29.11.20	国からの2回目の疑義照会の回答受理
	「国の実施要綱の解釈としては、本事業の実施場所は、専用
	スペースであり、事業に携わる職員も規定する実施場所に配
	置されるものである。島根県及び浜田市において適切な関わ
	<u>りとケアが行われているか判断</u> していただきたい。」
	以上により、島根県と協議を継続している。

※上記経緯については、H29.12.12 福祉環境委員会にて報告済。 それ以降は、福祉環境委員会及び全員協議会にて、質問があった際に「補助金返還については、県から国に照会をかけているが、市への回答がない。 市としては、返還の有無も含めて国からの回答を受け、県から正式に方向性が示された後に事務処理を行う。」等、その都度答弁している。

R2.6.2 (火)	病児病後児保育室及び休日診療所の建設予定に係る新聞記し
	事に関して、通報者から当課へ電話で問い合わせがあり、回
	答した内容について島根県子ども・子育て支援課担当グルー
	プリーダー及び通報者から確認の電話あり。
R2.9.8 (火)	通報者が公文書開示請求手続のために来庁した際、同席して
	いた妻から個人情報開示請求を受けた際、通報があった当時
	の状況説明を受ける。
R2. 9. 10 (木)	福祉環境委員会において、傍聴者からの発言の要望があった
	ことから、この件に関する国及び県の動きについて、議会報
	告する方針となり、今年度の国県のやり取りに係る情報提供
	を果へ依頼する。
R2. 9. 11 (金)	5/19~9/2 までの国及び県との電話・メールでのやり取り(計
1.2. 0. 11 (32)	13 件分)について、県からメールにて情報提供あり。
	   ※7/28 県の疑義照会に関する国の回答(電話にて聴取)
	国) 国の実施要綱の解釈について、保育士及び看護師は常駐であ
	ることを原則としている。常駐を要件としない場合について
	は、平成 27 年 12 月 28 日付事務連絡及びそれに伴う要綱の改
	正により明記しており、当該内容に基づき事業が実施されてい
	るか、市町村において判断していただきたい。
	※9/2 県の疑義照会に関する国の回答(電話にて聴取)
	国)事業が適切だったかどうかは、実施要綱だけをもって判断す
	るものではない。事業がどのように運用されていたかが重要で
	あり、そこは市町村で決めるしかない。
R2.10.6 (火)	島根県健康福祉部長室において県及び市の協議
	(県及び市の見解については、資料1ページに記載)
R2.10.16(金)	市から厚生労働省へ国の見解について電話にて確認
	(国の見解については、資料 2 ページに記載)

# 公立幼稚園の今後のあり方(案)について

#### 1 浜田市立幼稚園の現状について

少子化等に伴い、平成 22 年度には 4 園で 164 名の園児が在籍していたが、令和 2 年度は、3 園で 50 名となっており、全ての園で 4 歳児と 5 歳児あるいは 3 歳児から 5 歳児までの混合学級となっている。

そうした中、令和元年 10 月から幼児教育の無償化が実施され、公立幼稚園の保育料が、私立幼稚園、保育所や認定こども園と比較して、低廉であるという優位性はなくなった。併せて、浜田市立幼稚園の多くは、施設の老朽化が著しく、修理の必要な個所が多く存在するという課題も抱えている。

一方、浜田市立幼稚園の保護者会からは、毎年、「公立幼稚園の存続」の要望を受けている。また、子ども・子育てに関する市民実態調査において、「公立幼稚園」の利用を希望すると回答した方は、平成25年度は17.7%、平成30年度は6.1%と減っているが、未就学児の教育環境の充実を図るため、公立幼稚園の今後のあり方を検討する必要がある。

## (1) 幼児(3~5歳児)の就園状況

未就学児数は減少を続けている中、幼稚園及び保育所に就園している園児は減少し、認定こども園に就園している園児は、認定こども園がこの10年間で2園から5園に増えたことに伴い増加している。 【人】 【%】

の国に指えたことに下いるがしている。							[ /0]	
区分	H22 a	H27	H28	H29	Н30	Н31	R2	H22とR2 との比較
幼児数 (3~5歳)	1, 420	1, 343	1, 317	1, 289	1, 242	1, 205	1, 193	84. 0
公立幼稚園	164	144	121	97	79	74	50	30. 5
原井幼稚園	49	23	14	13	2			<u>—</u>
石見幼稚園	48	66	54	42	34	37	25	52. 1
長浜幼稚園	31	33	32	26	27	26	17	54.8
美川幼稚園	36	22	21	16	16	11	8	22. 2
私立幼稚園	112	46	50	63	73	58	43	38. 4
認定こども園の 幼児園部	16	19	20	25	39	44	48	300. 0
幼 計	292	209	191	185	191	176	141	48. 3
保育所	970	946	947	868	769	759	709	73. 1
認定こども園の 保育園部	105	137	132	185	250	247	316	301. 0
保 計	1, 075	1, 083	1, 079	1, 053	1, 019	1,006	1, 025	95. 3

資料:教育総務課・子育て支援課(各年4月1日現在)

入所(園)施設は、市内の事業所内保育所(認可外)を除き、市外の施設を含む

## (2) 浜田市の施設未利用児

浜田市の場合、3歳以上児の99.2%は施設を利用しているので、在宅児の影響は 少なく、新たに子どもを預ける場合にどの施設を選ぶかがポイントとなる。

区分	総人数(1,189人)	うち施設未利用児
3歳児	396人	8人
4歳児	393人	0人
5歳児	400人	1人

資料:子育て支援課

(令和2年4月1日現在)

## (3) 施設・職員配置等の状況 (令和2年5月1日現在)

区分	石見幼稚園	長浜幼稚園	美川幼稚園	原井幼稚園
保育棟建築年月	昭和 47 年 2 月	昭和 59 年 3 月	昭和61年2月	昭和 40 年 3 月
保育棟保有面積	855 m²	851 m²	421 m²	791 m²
保育棟階数	1 階	2 階	1 階	1 階
保育棟構造	木造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨その他造	木造
敷地面積	3, 346 m²	3, 113 m²	1,861 m²	2, 364 m²

区分	石見幼稚園	長浜幼稚園	美川幼稚園	合計	備考
3 歳児	1名	4名	1名	6名	
4 歳児	16名	6名	3名	25 名	
5 歳児	7名	7名	4名	18名	
特別支援教室	1名 (5歳児)	-	-	1名	
合計	25 名	17名	8名	50名	

\*混合学級編成基準 4、5歳児の合計園児数が25名以下の場合 3~5歳児の合計園児数が10名以下の場合

区分	石見幼稚園	長浜幼稚園	美川幼稚園	合計
園長	1名	1名	1名	3名
教頭	1名	1名	1名	3名
教諭	3名 (うち1名産育休)	2名	1名	6名
*産育休代替教諭	1名	-	-	1名
*サポート教諭	1名	2名	1名	4名
*用務員	1名	1名	1名	3名
合計	8名	7名	5名	20名

<sup>\*</sup>会計年度任用職員

#### 2 浜田市立幼稚園の役割

現在、幼児を取り巻く状況が急速に変化する中、平成30年4月に幼稚園教育要領、 保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が一斉に改正・施行となり、 幼稚園、保育所及び認定こども園は、幼児教育を行う施設として、育みたい資質・能 力及び幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を共有することとなった。

また、各小学校においては、各幼稚園、保育所、認定こども園と情報を共有し、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を理解した上で、幼小接続の具体的な取組を進めていくことが求められている。

島根県においては、平成30年4月に島根県幼児教育センターを開設し、幼児教育施設の教育力向上や幼小接続への支援体制の強化を図っているが、令和4年度からは規模を縮小し、各市町村にその役割を継承する方向性が示されたところである。

上記のことを念頭に置きながら、<u>浜田市立幼稚園では、市内の幼児教育の基幹施設</u>として、次に掲げる役割を担うとともに、<u>取り組みを進めていく</u>。

#### 幼児教育における教育力向上機関としての役割

- (1) 幼児教育の研究と実践
- (2) 幼児教育センターとしての機能 ※
- (3) 特別な配慮を必要とする幼児のための教育の充実(特別支援教室に加えて、通級指導教室の設置)

※研究成果の普及、市の教育方針の周知、幼小の接続支援などについて、幼児教育施設への個別訪問を主体として実施する拠点機能

#### 3 浜田市の公立幼稚園のめざす方向性について

浜田市立幼稚園では、現在、園児数が著しい減少傾向にあるが、これまで培われて きた教育課程の実践を継続するためには一定規模の園児数が必要である。

公立幼稚園の役割を踏まえながら、一方、運営の効率化を図り、浜田市全体の幼児 教育を充実させることが求められている。

現在、行財政改革実施計画が立てられており、公立幼稚園の役割を維持するためにも総合的に勘案し、統合すべきと考える。

#### 【行財政改革実施計画】

「地域性や施設、職員体制等を踏まえ、新たな統合幼稚園の建設、あり方を検討し、幼稚園を統合する」

## \*令和2年度の方針

公立幼稚園 4 園の今後のあり方について、令和 3 年度の園児募集を行う前に 方向性を出すよう検討を進める。

#### 4 公立幼稚園統合の方針について

幼児教育の研究と実践のためには、一定規模の園児数が必要であり、かつ、年齢に 応じたクラス分けが必須であると考えられる。このため、**浜田市立幼稚園は1園に統 合し、幼児教育の基幹施設としての機能を集約する。** 

統合幼稚園は、「浜田幼稚園」等新たな名称とし、統合園の教育課程は、すべての公立幼稚園の特色や伝統を踏まえた上で、新たな時代に対応する内容とする。また、特別な配慮を要する幼児のための教育の研究と実践にも重点を置き、特別支援教室に加えて、通級指導教室も設置し、幅広く支援を行うことが可能な施設とし、<u>当面の間、</u>長浜幼稚園の園舎を使用する。

なお、統合幼稚園舎の新設については、従来からの懸案事項であるが、保護者からの要望の高い預かり保育等の新たな保育サービスを行いながら園児数の動向を見極めるとともに、建設場所などを今後決定することとする。

#### 長浜幼稚園舎を使用するメリット

- ・浜田市全域の中心に位置する。
- ・施設の規模、耐震性及び耐久性、安全性の観点から、他の3施設と比較すると 最も適切である。
- ・浜田市のふるさと郷育の特色の一つである海洋教育を充実させることができる。

## 統合スケジュール ◎統合年月日:令和5年4月1日(予定)

園 名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
長浜幼稚園	   統合計画を付	   統合計画を付	年度末閉園	4 園を統合し、統合
石見幼稚園	して令和3年	して令和4年	※在園児は令和5年度から「浜田幼稚園」	幼稚園「浜田幼稚 園」(仮称) 1 園とす
美川幼稚園	度の園児募集	度の園児募集	(仮称) ヘ転園	る。園舎は現在の長浜幼稚園の園舎を使
原井幼稚園	休 園			用する。

## 5 新たに実施を予定している保育サービスについて

- (1) 預かり保育(幼稚園の延長保育)
- (2) 幼児のための「通級指導教室」
- (3) 給食

※なお、統合により通園が困難となる在園児については、別途対応を検討する。